

川口市自主防災組織活動補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の自主防災組織の運営に要する経費に対して補助金を交付することにより、防災意識の向上及び防災活動の推進並びに地域防災力の向上を図ることを目的とする。

(補助の対象者)

第2条 補助の対象者は、次に掲げるものとする。

- (1) 川口市自主防災組織育成要綱に規定する自主防災組織を結成している町会及び自治会（以下「組織」という。）
- (2) 川口市自主防災組織育成要綱に規定する地区防災連合会を結成している地区連合町会（以下「連合会」という。）

(補助の対象事業)

第3条 補助の対象事業は、別表1に定めるものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表2に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする組織又は連合会の代表者（以下「代表者」という。）は、様式第1号の申請書に、事業計画書、収支予算書その他市長が必要と認める書類を添えて、事業の実施前までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付決定又は不交付決定をし、様式第2号の決定通知書により代表者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 代表者は、前条の決定通知書を受領した場合において、当該通知の決定内容に不服があるときは、市長が指定する期日までに文書をもって当該申請を取り下げることができる。

(計画変更等の承認)

第8条 代表者は、事業の変更又は中止若しくは廃止をしようとするときは、当該事由の発生後速やかに様式第3号の変更申請書により申請し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更に係るものにあつては、この限りでない。

- 2 代表者は、事業が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難となったときは、遅滞なくその原因及びこれに対する措置を市長に報告しなければならない。
- 3 市長は、第1項の変更申請書の提出があつた場合又は前項の報告があつた場合には、交付の決定を取り消すことができる。

(実績報告)

第9条 代表者は、事業が完了したときは、様式第4号の実績報告書に、収支決算書その他市長が必要と認める書類を添えて速やかに市長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、様式第5号の確定通知書により代表者に通知するものとする。

(補助金交付手続き)

第11条 前条の確定通知書を受理した代表者が補助金の交付を受けるときは、様式第6号の交付請求書に、同条の確定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。なお、本

条の手続きにおいて、代表者と補助金を受入れる者が異なる場合は、様式第7号の委任状を提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、組織若しくは連合会が補助金を他の用途に使用したとき、又は偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときには、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該取消しを受けた組織又は連合会に対し様式第8号の返還請求書により期限を定めてその返還を求めるものとする。

(財産処分の制限)

第14条 組織又は連合会は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。

(関係書類の整備)

第15条 第11条の規定により補助金の交付を受けた組織又は連合会は、当該事業に係る経費の収入及び支出を明らかにした書類を常に整備保管しておかなければならない。

(調査等)

第16条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、組織又は連合会に対して報告を求め、又は当該職員に関係帳簿書類その他の購入品を調査させることができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、川口市補助金等交付規則（昭和50年規則第24号）の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

この要綱による改正後の川口市自主防災組織活動補助金交付要綱の規定は、令和3年度以後の申請に係る補助金について適用する。ただし、令和2年度以前の補助金の交付に係る第9条、第11条の規定については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

この要綱による改正後の川口市自主防災組織活動補助金交付要綱の規定は、令和4年度以後の申請に係る補助金について適用する。ただし、令和3年度以前の補助金の交付に係る

る別表2（4条関係）の規定については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

この要綱による改正後の川口市自主防災組織活動補助金交付要綱の規定は、令和6年度以後の申請に係る補助金について適用する。ただし、令和5年度以前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

（経過措置）

この要綱による改正後の川口市自主防災組織活動補助金交付要綱の規定は、令和6年5月1日以後の申請に係る補助金について適用する。ただし、令和6年4月30日以前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。